

## 会 議 記 録

会議名称	令和4年度第3回 杉並区公契約審議会	
日 時	令和4年12月23日（金）午後3時00分～午後3時49分	
場 所	中棟4階 第2委員会室	
出席者	委員	水島委員、金子委員、高取委員、島田委員、大久保委員
	事務局	総務部長、経理課長、土木管理課長、土木計画課長、 地域施設担当課長、契約係長、契約担当係長、契約担当職員
配布資料	資料1 令和5年度における杉並区公契約条例第7条第1項に規定する労働報酬下限額について（答申）（案） ・ 答申 ・ 令和4年度第3回杉並区公契約審議 参考資料 ・ 公契約条例周知事例集	
会議次第	1 開会 2 報告 (1) 人事委員会勧告等の妥結内容について 3 議事 (1) 令和5年度の労働報酬下限額について 4 その他 5 閉会	

○会長 定刻となりましたので、これより第3回公契約審議会を開会いたします。  
委員の皆様には、年末のお忙しい中、またお寒い中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。議事進行にご協力をお願いできるようお願い申し上げます。

最初に、一言、部長から頂戴しますか。

○総務部長 今回は、この後、経理課長からも説明をさせていただきますが、前回、他区の状況が出そろうであろうこの時期に、その状況を踏まえて、最終的に委託と指定管理については金額を確定しようということでございましたので、この間、事務局のほうで収集しました内容についてご提供させていただきます。それに基づいてご審議いただき、最終的に、本日、正式に答申をご決定いただければと存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○会長 どうもありがとうございます。

初めに、本日、委員は1名ご欠席でございますが、本審議会は、公契約条例第18条に基づきまして定足数に達してございます。

本日は、第2回に審議をいたしました答申案について、工事又は製造の請負契約の熟練労働者・一人親方と見習・手元等の労働者の労働報酬下限額と業務委託及び指定管理協定に適用する労働報酬下限額について決定をしたいということでございます。

ご説明もありましたように、第2回審議会のご議論を踏まえまして、その後のことについて事務局のほうからいろいろと調べていただいているところでございます。まず事務局からご報告いただければと存じます。

○経理課長 それでは、私のほうから、人事委員会勧告の妥結内容と特別区における労働報酬下限額の審議状況についてご報告がでございます。

まず、特別区職員に対する人事委員会勧告の妥結内容についてご報告させていただきます。資料は特段ございません。労使交渉を経まして、11月18日に無事妥結をいたしまして、初任給、若年層の給料月額並びにボーナスを勧告どおり引き上げることにしたところでございます。

続きまして、参考資料の1ページ目をご覧ください。1番の特別区における労働報酬下限額の審議状況につきまして、他区へ聞き取り調査を実施い

たしましたので、ご報告させていただきます。杉並区を除く9区のうち、足立区、世田谷区、中野区、この3区につきましては、具体的な金額について情報提供を頂いているところでございます。

まず、足立区でございますが、こちらについては、会計年度任用職員を設定の基礎としておりまして、杉並区と同等の金額であるというところを確認しているところでございます。

続きまして、世田谷区でございます。こちらにつきましては、区職員の初任給を設定の基礎としているというところございまして、杉並区を上回る金額であることを確認しているところでございます。

最後に、中野区でございます。こちらにつきましては、1時間当たり1,170円を予定しているというところを確認しているところでございます。設定の基礎につきましては、杉並区と同じ会計年度任用職員のパート相当、こちらを採用しているところでございますが、時間単価を算出するに当たりまして、月額賃金から所定の労働時間を割って算出するという形ではなく、年間の賃金を年間の実労働時間で割って算出しているということから、時間単価としては、月額ベースで計算するよりは高くなる関係で、労働報酬下限額は杉並区を上回っている状況であるというところでございます。以上が、公表された3区の状況でございます。

残りの6区でございますが、正式に決定をしていないところでございまして、まだ公表できないということを伺っているところでございます。

参考といたしまして、渋谷区、千代田区、新宿区の3区につきましては、区職員の初任給、こちらを設定の基礎としております。目黒区、江戸川区、北区、この3区につきましては、会計年度任用職員を設定の基礎としているというところでございます。

なお、この資料をご覧くださいますとお分かりのように、公表されている足立区、世田谷区、中野区の下限額のみ今表示されているという状況になっておりますので、これら3区との比較で申し上げますと、杉並区の下限額というのはいずれもその区を下回っているということになっておりますが、他区の下限額の方向性につきましては、事務局のほうで内々に確認しておりまして、各区の具体的な金額まではこの場ではお伝えはできません。

んが、杉並区の今回の答申案の1,129円という金額につきましては全体の10区のうちのおおよそ真ん中辺りの金額であるということは確認しているところでございます。

1点訂正がございます。先ほどの説明で、足立区は会計年度任用職員を設定の基礎というふうに申し上げてしまいましたが、参考資料にございますとおり、区職員給与の事務職を基に算定しているということでございます。訂正をさせていただきたいと思っております。

最後に、本日の審議の参考といたしまして、11月の東京都における消費者物価指数の概況につきましては、おめくりいただきましたページに記載をしておりますので、ご確認を頂ければと思います。

○会長 はい。ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局からの報告を踏まえまして、労働報酬下限額の設定につきまして審議をしてみたいと存じます。

前回の審議内容を踏まえまして答申案を資料としてお配りいただいておりますので、これをベースとして、区に答申する労働報酬下限額を決定したいというふうに思います。

まず、熟練労働者・一人親方の労働報酬下限額でございますが、工事又は製造の請負契約のうち、これらの方々につきましては、各職種の公共工事設計労務単価の9割とするということで合意を頂いているというふうに思いますが、これでよろしいでしょうか。

( 異議なし )

○会長 はい。ありがとうございます。

それでは、熟練労働者・一人親方の労働報酬下限額は、この内容で決定をさせていただきます。

引き続きまして、(2)の見習・手元等の労働者の労働報酬下限額でございますが、軽作業員の公共工事設計労務単価の7割とするということで合意を頂いていると思っております。これでよろしゅうございますでしょうか。

( 異議なし )

○会長 ありがとうございます。それでは、この内容で決定したいというふうに思います。

最後になりますが、2の業務委託契約と3の指定管理協定に係る労働報酬下限額につきましては、前回の審議会で1時間当たりの単価1,129円を答申案の原案といたしました。改めまして、今日の報告も踏まえまして、皆様のご意見を伺って決定をしていきたいというふうに思います。

本日は委員1名ご欠席でございますが、事務局のほうでご意見を確認していると伺っておりますので、まず、ご報告を頂戴します。

○経理課長 私のほうから代わってご報告させていただきます。

委員からは、委託業務の中にはアルバイトで1日当たり2時間、3時間という勤務形態の方がいるということから、区との均衡を図るという観点で、区職員の初任給ということではなく、会計年度をベースとして1,129円とするのが妥当ではないかといったご意見を伺っているところでございます。

○会長 ありがとうございます。

それでは、今のご意見も踏まえまして、各委員からご意見を頂戴できればというふうに思いますが、いかがでございますでしょうか。

○委員 前回と同じことを繰り返すという形にはなってしまいますので、その辺は避けたいというふうには思いますが、やはり、水準的にもう少し上に行けないものかというところの思いは持っているということです。他区の状況はなかなか言えないということでしょうけども、真ん中だからそれでいいということでもないというふうに思っております。

世田谷とか、中野だとか、隣の区との比較という形はあるのかなというところもありますし、人事委員会勧告は、一年遅れというような中で多少未来の部分も見ただけということをしていくということも、少し視点としては大事なのかなというところもあります。もう少し何とかならないのかという思いは少し持っているというところでの発言とさせていただきます。

○会長 はい。ありがとうございます。

ほかの委員の方、ご意見いかがでしょうか。

○委員 私は、原案の1,129円が相当と考えております。

理由は、事務局からご説明ありましたとおり、人事委員会の勧告のとおり、第2回の資料に改定率3.2%ということで、それで計算したものが1,129円というふうになっておりまして、そちらを基礎にするということ。

あと、杉並区と同じ設定基礎の会計年度任用職員である江戸川区や中野区、北区を参考にしたいと考えておりましたが、できないということで、杉並区は平均の値であるとお話を伺いましたので、原案どおりが妥当であると考えました。

○会長           はい。ありがとうございました。

今、基準のところが出ましたけど、確認ですが、委員の場合は、むしろ現状でいくと、この高卒初任給ぐらいを基準にというようなのが前回のご発言だったかのように覚えているのですが。

○委員           そうですね。そうすると、6%超ぐらいになってしまうというのがあるので、そこまでとはこの場ではもう言いませんけど、そういう感じです。

○会長           はい。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○委員           近隣他区と様子を鑑みてというところを、前回の第2回目のときに会長もおっしゃっていたかと思うのですが。

○会長           はい。

○委員           実際に決定していないので言えないというところはございますが、聞こえてくるうわさというのは、やっぱり近隣他区と比べると杉並はちょっと低いような。ここで聞いている数字を申し上げられませんが、やはり、真ん中ぐらいだからいいというわけではなくて、やはり近隣他区、隣の新宿や中野と比べて、世田谷もそうですけど、低いようでは、やはりいい人が集まらない。やっぱり1,129円はちょっと安いのではないかなと思いますね。

最賃も恐らくはこのままですと来年上がっていくでしょうから、人事委員会勧告で4月に遡って払われるものと、そこからしか払われないものになってしまうので、こちらのほうが決定したらその時点でしか払われないということになりますので、いつも、その最賃を少し上回るようでは、なかなか公契約としてちょっと展望が見えないのかなと。最賃に引っかからないように、すれすれのところを考えていくというのは公契約の理念としてもちょっとどうなのかなとやっぱり思いますので、その辺は上げていただきたいと思います。

- 会長 大体どのぐらいのイメージですか。
- 委員 3%上がっていますけれども、やっぱり6%、7%ぐらいは上げたほうがいいのではないかなと思います。
- 会長 はい、分かりました。ただ、別に最賃を上回ってればいいという考え方でやっているわけじゃございませんので、その点をご了解いただきたいと思います。ほかに何かご意見はございますか。
- 委員 せっかく第1回、第2回と経て、第3回の今日の審議会に来て、周辺区または他区の事例が出てきたというところで、今、またこの場で慌てて、じゃあ、10円だ、20円だ、30円だ、6%だ、5%だという議論をするのは納得がいなくて、一応、この審議会を経て、第2回の審議会でのこの1,129円でいこうという話が出たと思っているところです。だから、その確認のために今日の12月の審議会があるというふうに私としては感じていますので、また事ここに至って、情勢を見ながら、10円だ、20円だという議論をする、また第4回もやるのですかということになってしまうと思ってしまう。だから、一回一回の審議会がやっぱり非常にこう、議論を積み重ねていくべきだと思いますので、またここに来て、今、また見合いをしながら、我々委員のみで、意見で変えていくというのは、非常に、私としては賛同できません。
- 会長 委員とちょっと認識がずれているのかもしれませんが、一応前回の1,129円というのは、いわゆるベースとして据えて、そのときにも、その後、他区の状況を踏まえて検討しようということで、事務局のほうにもお調べいただいた状況が今回出てきたということですので、ここは1,129円というのを確認するというだけで必ずしも考えているわけじゃないです。
- ただ、今日のご報告にございますが、他区の状況を見ると、設定の基礎が、流れとして徐々に区職員の業務職または事務職という方向にいつていることは否めないのかなという気はしております、この点については、もちろんうちは会計年度任用職員の基準でいくということで、この間、議論にしてきましたから、ここを動かすことは、今年度については考えられないだろうという状況の中で、他区の状況を見ますと、中野が1,170円と

いう出発点になっていることや、世田谷が1,230円という意味では、率直に言ってやや開き過ぎなのかなという中では少しご検討の余地が、前回の議論とのつながりでもできるのではないかというふうに考えております。

仮にですが、例えば今の基準でいって、1号給引き上げると、どんな感じになりますでしょうか。

○経理課長 仮に1号給引き上げることになりますと、1級7号給になりまして、金額でいきますと1,138円、改定率でいきますと前年度比で約4.1%増加となるところでございます。

○会長 ありがとうございます。これは私なりの考えですが、委員のご主張の6%には全く届きませんが、1,129円ということになりますと少し近隣区との差が大きくなってしまうということもあるので、最近の物価高の状況も踏まえて、今ご提案いただいたような線でご了解いただければ大変ありがたいとは思っておりますが、いかがでございますか。1,138円ですね。

一応この線ですと、算定基礎は踏まえた上で、1,129円から1号給引き上げることなので、もし強いご反対がないようでしたらこの額で決定させていただければ大変ありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員 会長がおっしゃるならば賛同はいたしますけど、11月の審議会は次年度の予算編成に関わるので金額を出したいというふうに伺っていたので。

○会長 はい。そうですね。

○委員 そのために1,129円を決めたというふうに、私としては認識しています。それが1,138円になることの影響はないのでしょうか。

○会長 そこはいかがですか。

○経理課長 予算上の問題は、確かに前回そのような形でお話をさせていただきましたが、前回の審議会の内容等を踏まえまして、やはりいま一度、委員の皆様にご審議いただく必要があるというふうにこちらも認識していたところではございます。今回そういったご決定がありましたら、こちらとしても対応していきたいというふうに考えております。

○会長 はい。ありがとうございます。

○委員 こちらのほうも、まあ、届きませんが、少しご理解をいただけたというようなことであれば、少し納得をしていきたいと思っております。



議事録に残るので、今の発言の認識ですけれども、前回、この答申案が出てきたときに、一応事務局に確認させていただいて、やり取りの中では、これから決めるというやり取りがあった中で、数字が入ってきたので、確認させていただいたと思いますが、そのときには、第3回の中でしっかり議論して最終的には決定をしていくという答弁があったという、一応、私としての認識があるので、その確認だけはさせていただきたいなというふうに思います。

○会長            はい。私も基本的にはそういう趣旨です。ただ、一応、予算編成との関係もあってですね。だから、そういう意味では委員がおっしゃったように、11月からそんな大幅に変えるということではできないので、許容範囲でお考えいただいたということだというふうに認識しております。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

○委員            すみません。今年はこの金額でいくということで、皆さんで納得されたらその金額でいくのはいいのですが、次年度に向けて、やはり会計年度任用職員を計算のベースに用いるのか、区の職員の給与をベースに用いるのか、あとは会計年度を用いても、中野区のように、実働時間で割替えて、金額がそこで変わるというようなところ、そういったところをぜひ議論させていただきたいです。はっきり申し上げて、近隣他区よりやっぱり安いとなると、本当に公契約かなとちょっと思いますので、その辺の議論もさせていっていただきたいなと、次年度に向けて思います。

○会長            はい。他区の数なりやり方というのがストレートにすぐということではないと思うのですが、いろいろ基準のない中で、会計年度任用職員のパートをベースに考えてまいりましたが、他区でも区職員の初任給、これも業務職と事務職と取っている場合があって、まだ、業務職の場合、どこを基準にするのかという問題もございまして。ただ、その辺はぜひもう一度この点については、来年度以降、特に来年度、ある程度事務局にもお願いして、少しブレインストーミングできる時間を持っていただいて、少し議論させていただいて、基準を当面どこでいくのか、あるいはどの基準を取ったときにどうするのかというあたりは、少し認識を一致させたほうがいいのか。そのときには全区の状況も分かっているかと思っておりますので、

またいろいろとご苦勞をお願いしなきゃいけないかなというふうに思いますが、ひとつよろしくお願い申し上げます。

それでは、双方からご注文のあったところは承知をして、特に満足のいくお答えではないことは承知しておりますが、本年度につきましては、現行の算定根拠を基礎に下限額を1号給加算しまして1,138円ということで決めさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

( 異議なし )

○会長 はい。ありがとうございます。

それでは、一応答申の内容は全て決定をしたところでございます。

ここで、改めまして、答申内容をお配りいただけますでしょうか。

( 追加資料配付 )

○会長 それでは、一度読ませていただきますので、ご確認願いたいと存じます。

1、工事又は製造の請負契約に係る労働報酬下限額。

(1) 熟練労働者・一人親方。

令和5年の東京都における47職種ごとの公共工事設計労務単価に90%を乗じて得た額を1時間あたりの単価に換算した額とするのが妥当である。

東京都における公共工事設計労務単価が設定されていない「タイル工」、  
「屋根ふき工」、「建具工」、「建築ブロック工」の4職種については、過去に東京都が示した参考値に対し、他の47職種の上昇率を平均して得た割合を乗じて算出した額を単価とし、その単価に同じく90%を乗じて得た額を1時間あたりの単価に換算した額とするのが妥当である。

(2) 上記以外（特定労働者等の合意の下、見習・手元等の労働者と使用者が判断する者、年金等の受給のために賃金を調整している労働者）。

令和5年の東京都における軽作業員の公共工事設計労務単価に70%を乗じて得た額を1時間あたりの単価に換算した額とするのが妥当である。

2、工事及び製造以外の請負契約並びに業務委託契約に係る労働報酬下限額。

杉並区職員給料表の会計年度任用職員（短時間・一般事務補助）を参考に1時間あたりの単価を1,138円とするのが妥当である。

3、指定管理協定に係る労働報酬下限額。

「2. 工事及び製造以外の請負契約並びに業務委託契約に係る労働報酬下限額」と同額とするのが妥当である。

以上でございます。よろしゅうございますでしょうか。

( 異議なし )

- 会長           ありがとうございます。
- 委員           いいですけど、発言を許してもらっていいですか。すみません。
- 会長           はい。どうぞ。
- 委員           議事録に残ると思いますが、あえて、ちょっと勇気を持って発言します。

区の審議会というのはこういうものなのかもしれませんが、審議した事項がものの1分で印刷したものが回覧されるというのは、本当に、審議会として、私、審議しに来るかいがないなというふうに、正直、すみません、感じます。何を言おうが最初からこう決まっているのだなど。この結論が最初からありきだなというふうにしか感じられません。

せめて手書きでここに書き込んで、印刷して持ってきてくださるとか、そういうふうにしていただくべきじゃないですかね。

シナリオどおりでしょうけども、非常に、何かこう、私も時間を取って、いろいろ準備をしてこの会に臨んでいるつもりですけども、決まった途端に印刷した1,138円という数字があらかじめ用意されていて配られるというのは、この審議会の価値をかえって毀損するものだと思うのですけれども、会長、いかがでしょうか。

- 会長           はい。ありがとうございます。もちろん、必ず決めているということではございませんが、実際の審議の過程では、これは私の判断で、事務局の方とも相談をさせていただいて、一定の想定を持って臨ませていただいております。

ただ、それがもちろん委員の皆さんのご意見の中で、修正される、あるいは否定されるということは、これは十分考えているところでございます。そういう意味で、事務局のほうとしては、私の案を原案として作成を頂いていたということございまして、必ずしもこれとおりでなければ駄目だということで私も会議に臨んでいるわけではございませんので。

ただ、ご指摘いただいた点は、誤解を与える点はあったかと思しますので、今後の運営について少し私自身も反省をさせていただきたいというふうに思います。その点、大変申し訳ございませんでした。

○委員 申し訳ございません。

○会長 どうもありがとうございました。

それでは、いろいろご協力いただきまして、私のほうのやや独断も入ってしまったのかとも思いますが、労働報酬下限額につきまして、答申内容を決定できました。どうもありがとうございました。

この後、今後の取組と来年度以降に向けた意見聴取をさせていただきたいというふうに思います。

そこで、前回から出ている点も含めまして、事務局から今後の取組についての説明をお願いしたいというふうに思います。

○経理課長 はい。私のほうからご説明をさせていただきます。参考資料の3ページ目をお開きいただけますでしょうか。3番、「条例の実効性を担保する取り組みについて（周知関係）」というものでございます。こちらをご覧ください。

まず(1)番でございますが、杉並区における現在の取り組み、これは周知活動に関する取り組みでございますけれども、第1回の審議会でも報告させていただいたとおり、事業者向けに条例適用のご案内、それから労働者向けの条例適用のご案内、さらには条例周知用ポスターを作成し、配布するというのが現状の取組でございます。

次に、(2)番の他区の取り組み事例ということで、表で示させていただきました。お手元でございます公契約条例周知事例集を使わせていただいて、他区の取り組みについて、説明いたします。

今回は世田谷区、それから渋谷区、さらには新宿区の事例というのを取り上げさせていただいているところでございます。

まず、1枚目の世田谷区の実例でございますが、労働報酬下限額の周知ポスターということで、当区におきましても周知ポスターは作成しているところではございますが、こちらの世田谷区の実例でございますと、労働報酬下限額の一覧ということで、合計51職種におけるそれぞれの下限額、

日額を表示しているというものでございます。それぞれの方が対象となるものはどの職種のものについて幾らなのかということが分かるような、そういったポスターで周知をしているというところが参考になろうかと思えます。

続きまして、おめくりいただきまして、2枚目でございますが、同じく世田谷区のポスターの事例ですが、先ほどは工事の事例でございましたけれども、こちらは工事以外、いわゆる委託のポスターということで、1,170円という形で非常に分かりやすくポスターの表示をされているという事例でございます。

続きまして、おめくりいただきまして、3枚目でございます。こちらも同じく世田谷区の事例でございますが、こちらは労働報酬下限額の周知カードという形で、同じものが印刷されておりますけれども、いわゆるカードサイズ、名刺サイズという形になっておりまして、ご覧いただきますと、これ両面、表裏それぞれ印刷されておまして、裏面を見ていただきますと、あなたの賃金を確認してくださいということで、これが公契約条例で下限額が定められていますということで、下限額の金額等が書かれています。お戻りいただきまして、表面のページになりますと、ご自身の賃金が下限額より低いと思う場合については区や受注者に相談くださいということで、連絡先が書かれていて、QRコードも載っているものでございます。こちらを労働者に直接お配りすることで周知を図るというものでございます。

続きまして、おめくりいただきまして、4枚目、渋谷区の事例となつてございまして、注目していただきたいのは、このページの一番下のほうに「確認書」という記載があるかと思えます。こちらにつきましては、受注者宛てに、実際その受注者から労働報酬下限額を確認し、公契約条例の説明を受けましたといった旨の一筆を労働者の方にご記入いただいて、それを受注者のほうに提出し、さらにはその受注者から区のほうにこの確認書を提出するというような形をもって、一步踏み込んだ形でこの公契約条例についての周知を図っているという、そういった事例でございます。

おめくりいただきまして、最後の5枚目でございますが、新宿区の公契

約条例のリーフレットという形になっておりまして、三つ折りのような形でこの条例の内容について周知を図っているというものでございます。

今ご紹介させていただいた取組というのが、杉並区ではここまではやっていないという取組でございますので、こうした他区の取組というのも参考にさせていただきながら、これから検討させていただきたいというところでございます。特に、ポスターですとか、周知カードとか、そういったものにつきましては、区としましても来年度取り組む可能性が高いかなというふうに思っているところでございます。

ただ、1点、渋谷区の確認書の事例につきましては、こちらを、事業者のほうにもご紹介をしたところ、負担が大きいといったようなご意見も頂いているところではございます。また、労働者にとっても書いていただくという部分の手間もございますので、その辺りの導入につきましては、こちらとしても慎重に検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○会長                   はい。ありがとうございました。

それでは、もしご意見があれば頂戴したいと思います。

○委員                   この周知関係の取組の件で、まず、区内の建設事業者向けに意見交換会をやっていただきましたときにこれを提示されまして、我々建設業としては非常に戸惑っているというのが正直なところでございます。

まず、この公契約条例制定の際に、非常に書類関係で過負荷にならないようお願いしたいというのを、再三、制定の際にお願いした経緯がございます。実際に、実行されている渋谷区の1業者さんのみですけれども、どんな状況になっていますかというふうに聞きました。非常に書類の量が多くて、非常に煩雑になってしまっているということはお聞きしてきました。建築現場、まだまだ重層下請の構造が非常に続いておりまして、やはり延べで1万人ぐらいの作業員が従事する作業所ともなりますと、やはり1,000人弱ぐらいの人が従事することになりますので、そうした方お一人お一人全てにこの確認を頂くというのは非常に大変な作業ですし、また、それを漏れなく集めるというのは非常に厳しいところでございます。

我々もちろん新規入場者の確認ですとか、やらせてはいただいております。

すが、働き方改革でいかに労働時間を削減して効率的な働き方をしようかというのが課題になっている中、こうした一人一人に署名を求めるということを受注者に課すというのは、非常に苛酷と言わざるを得ないと思います。我々の受注者側で働いている社員もまた一人の労働者でございますので、適正な労働環境の整備を推進するという条例のお考えからも、あまり書類がたくさん増えるようなことにはならないようお願いしたいと思います。

○会長           ほかにいかがでしょうか。

○委員           はい。言い続けて、実効性の担保を何とかお願いしたいということで、このように杉並区もまずは動いていただいていることに感謝いたします。ありがとうございます。

私としては、この世田谷のポスター、非常に分かりやすいかと思います。他区で時給を載せているところもありますが、1日の金額で載せていただくとは非常に職人さんには分かりやすいかと思いますので、そのような形でぜひお願いしたいと思います。

それで、世田谷区は、先ほどご紹介があったように、こういったカードを配られて、QRコードを読み込むと金額も分かるというものになっております。先ほど委員や経理課長もおっしゃった渋谷式はなかなか慎重に検討したいということですので、それは本当に守られなかったときに、先にいくとどうやっていきますかというところの議論を重ねた上でなっていくのかなと思います。周知していただくことがまず一番だと思います。

現場で職人さんと実際にお話をさせていただくと、本当に残念ながら、3分の1もいらっしゃらなかったですね、公契約を知っていますよとか、公契約条例を分かっていますよという方が。なので、まずは本当に周知徹底をしないと、実際には、職人さん、このような賃金をもらっていないというのが、本当はもう分かっていることなのですけれども、ただ、少しでも条例ができてよかったねと、そこに少しでも上がってきましたよというような答えがないと、ここで一生懸命審議を何度重ねても、実際の職人さんの手元にお金が行かないという状況なら、本当に何をやっているのでしょうかということになってしまいますので、まずは周知徹底、お願いしてい

きたいと思います。よろしく願いいたします。

○会長 はい。ありがとうございました。

ほかにかがででしょうか。よろしゅうございますか。

( なし )

○会長 そうすると、渋谷区の確認書方式というのは当面難しいですが、世田谷区等のポスター等の周知について、杉並区もぜひご検討いただければありがたいというようなのが我々の意見かなというふうに思います。

それでは、ここで、一応今年度の審議を終了させていただければというふうに思います。

閉会に当たりまして、再度になりますが、総務部長からご挨拶を頂戴できればと存じます。

○総務部長 改めまして、本日は本当にありがとうございました。

今日のご審議も踏まえて、私も少し思うところがありまして、やはり11月の審議会で、委託、それから指定管理の金額を仮に決めていただいて、正直申し上げて、区の予算の編成作業からすると、その数字で見積りを取って予算編成作業を始めますので、正直申し上げて、この時期に動くというのは、その観点からいくと、非常に煩雑になります。また予算の規模も動いてしまうので、非常に悩ましいところがございます。

ただ、一方で、金額を正式に決めるに当たっては、他区の状況、特に近隣区の状況を踏まえる必要があるというのは、これは会長も再三おっしゃっているとおりだと思ってございます。そういう中で、他区の数字がいつ出るかということ、杉並区と同じようなペースで動いておりますので、杉並区が決まらないとほかも決まらない、ほかが決まるときに杉並区が決まるというような状況で、11月の審議の段階で確定値ではないにしても他区の公表数値をこの場でお示しすることが難しいというジレンマがございます。

特に今回は、世田谷区と中野区の公表されている数字がかなり高く出たということがございます。これが1,129円とほぼ同じぐらい、多少上ぐらひであれば恐らくそのまま答申をするという審議会のご議論もあったかと存じますが、今回たまたま近隣区が非常に思い切った上げ幅、世田谷がプラス60円で、中野は4月から運用開始ですが、当審議会で仮決めしていた



1,129円よりもかなり高い数字が出たということで、今回、ご審議の結果、1号給上げて1,138円という答えが出たというふうに理解しております。

その答申の内容につきましては、会長もおっしゃっていただきましたけれども、事務局としても1,138円でいくということを決めつけていたわけじゃなく、まず会長と事前にお話をする中で、あるいは他の委員のご意見も聞く中で、もう少し高くするべきだというご意見もありましたものですから、1,129円という前回仮決めしていただいたものをお配りする一方で、もし上がるということになった場合のご用意をあらかじめさせていただいたということで、どちらにも対応できるように準備はしていたということでご理解を頂ければと思います。誤解を与えるようなところがあったとすれば事務局としても反省すべきところですので、この場をお借りして、おわび申し上げたいと思います。

いずれにいたしましても、会長もおっしゃいましたが、根拠とする、ベースとなる給料表を区職員の給料表としている区が、業務職、事務職、二種類ありますけれども、本区と同様に会計年度任用職員のパートタイマーの給料表を参照している区が半分の5区というふうに分かれてきていて、どちらかといえば区職員のほうに傾いているような状況もあるような中で、来年度に向けては、今回まだ金額が決定していないということでお示しできなかった他区の続報、また、何かそこに工夫を施しているようなものがあれば、そんな詳細の情報収集も行い、民間の求人情報などとともにご審議の参考にしていただくべく、早めに情報をお出ししていきたいというふうに思います。

来年度に向けては、また、この根拠となるところからご議論を頂いて、私どもとしましても、毎回毎回、右見て、左見て、前見て、後ろ見て、もうぎりぎりのタイミングで決まるというよりは、ある程度の確たる考え方を審議会としてまとめていただいて、なるべく11月中に固めていただき、最後は確認ということで進んでいくと、区の財政と予算編成上も非常にありがたいと思っていますので、私どもとしてもできる限りのことをさせていただきたいと思います。

本年度もありがとうございました。長くなりましたが、改めて感謝申し

上げます。

- 会長           とんでもございません。進行についてもいろいろご指摘を頂戴しまして、皆様のご協力で何とか本年度も終えることができました。次年度もこのメンバーでいくとすれば、また、よりよい審議ができるようにしたいというふうに思いますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。どうもありがとうございました。